



ジェネラル・コーポレート・プラクティスニュースレター (2024年9月)

September 2024

In brief

PwC 弁護士法人のジェネラル・コーポレート・プラクティスニュースレターでは、企業において日々生起する法的な課題の解決に有益と思われるトピックを取り上げて、情報を発信して参ります。

今回は、以下の4つのトピックを紹介します。

トピック 1: 「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」の成立

トピック 2: 公正取引委員会による令和 5 年度における企業結合関係届出の状況および主要な企業結合事例の公表

トピック 3: スtockオプション・プールに関する会社法の特例整備に係る法改正について

トピック 4: マレーシアサイバーセキュリティ法の施行

In detail

トピック 1: 「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」の成立

1. 本法の概要

2024 年 6 月 12 日、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」(令和 6 年法律第 58 号)(以下「本法」といいます。)が成立し、同月 19 日に公布されました¹。

本法の目的は、スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェアについて、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境の整備を行うことにあります²。

本法は、①公正取引委員会による規制対象事業者の指定、②禁止事項及び遵守事項の整備(事前規制)及び③規制の実効性確保のための措置を骨子としています³。

以下、本法が成立するに至った背景及び同法の主たる内容について概説いたします。

¹ 公正取引委員会 「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」の成立について」(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/240612_digitaloffice.html) 参照
² 前掲注 1 参照
³ 公正取引委員会 「(別紙 2)スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の概要」(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/0102gaiyou.pdf>) 参照

2. 本法制定の背景

スマートフォンが急速に普及し、国民生活及び経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェア(基本動作ソフトウェア(OS)、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「**特定ソフトウェア**」といいます。)の提供等を行う事業者は、特定少数の有力なデジタル・プラットフォーム事業者(以下「**巨大デジタル・プラットフォーマー**」といいます。)による寡占状態となっており、スマートフォンを通じて顧客にアクセスする事業者は、特定ソフトウェア上で巨大デジタル・プラットフォーマーにより一方的に設定される仕様やルール等に則って自社のサービスを提供せざるを得ない状況に置かれているため、巨大デジタル・プラットフォーマーによるデジタル市場における排他的行為、参入抑制及びイノベーションの阻害が強く懸念されています。

そこで、スマートフォンの特定ソフトウェアについて、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択でき、その恩恵を享受できるよう、競争環境を整備するための一つの施策として、本法が制定されました。

3. 規制対象事業者

本法において、公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るものとして特定ソフトウェアの種類ごとに利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを、本法第 3 章(指定事業者の義務。本法第 5 条から第 14 条)の規定の適用を受ける者(以下「**指定事業者**」といいます。)として指定することとされています(本法第 3 条第 1 項)。

4. 禁止事項及び遵守事項の整備(事前規制)

本法が定めている指定事業者の禁止事項及び遵守事項の概要は、主に以下の通りです。

(1) 指定事業者による不当なデータの使用

指定事業者は、一定の特定ソフトウェア(OS、アプリストア及びブラウザ)に関して、他のアプリ事業者から取得したアプリの利用状況や売上げ等のデータについて、当該他のアプリ事業者が提供する商品又はサービスと競争関係にある商品又はサービスの提供のために使用してはなりません(本法第 5 条)。

(2) アプリ事業者に対する不公正な取扱い

指定事業者(OS 又はアプリストアに係る指定を受けたものに限り)は、アプリ事業者による OS やアプリストアの利用条件、取引の実施について、不当に差別的な取扱いや不公正な取扱いをしてはなりません(本法第 6 条)。

(3) アプリストア間の競争制限

指定事業者(OS に係る指定を受けたものに限り)は、その指定に係る OS を通じて提供されるアプリストアについて、自社の提供するものに限定するなど、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはなりません(本法第 7 条第 1 号)。ただし、当該 OS が組み込まれたスマートフォンについて、サイバーセキュリティ、プライバシー、青少年保護等のために必要な措置であって、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合、当該措置を講じることができるとされています(正当化事由)⁴。

⁴ 正当化事由が定められた背景及び要件等については、デジタル市場競争会議が 2023 年 6 月に公表した「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」(<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000258242>)の「II.総論・3-1 規制対象行為等の(イ)」を参照。

(4) OSにより制御される機能への他の事業者のアクセスの制限

指定事業者(OSに係る指定を受けたものに限ります。)は、OSにより制御される機能(音声を出力する機能等)について、他の事業者が、指定事業者がアプリにおいて利用する場合と同等の性能で利用することを妨げてはなりません(本法第7条第2号)。ただし、上記(3)と同様に正当化事由が定められています。

(5) 指定事業者以外の課金システムの利用制限

指定事業者(アプリストアに係る指定を受けたものに限ります。)は、その指定に係るアプリストアに関して、アプリ事業者に対して、他社の課金システムを利用しないことを条件とするなど、他社の課金システムを利用することを妨げてはなりません(本法第8条第1号)。ただし、上記(3)と同様に正当化事由が定められています。

(6) アプリ内でのユーザーへの情報提供制限

指定事業者(アプリストアに係る指定を受けたものに限ります。)は、アプリ事業者が、アプリにおいて、ウェブサイトで販売するアイテム等の価格やウェブサイトに誘導するリンクを表示することを制限してはならず、また、アプリ事業者がウェブサイトにおいて商品又は役務を提供することを妨げてはなりません(本法第8条第2号)。ただし、上記(3)と同様に正当化事由が定められています。

(7) 指定事業者以外のブラウザエンジンの利用禁止

指定事業者(アプリストアに係る指定を受けたものに限ります。)は、自社のブラウザエンジンの利用を条件とするなど、アプリ事業者による他のブラウザエンジンの利用を妨げてはなりません(本法第8条第3号)。ただし、上記(3)と同様に正当化事由が定められています。

(8) 検索における自社のサービスの優先表示

指定事業者(検索エンジンに係る指定を受けたものに限ります。)は、検索結果の表示において、当該指定事業者(その子会社等を含みます。)が提供する商品又は役務を、正当な理由がないのに、競争関係にある他社の商品又は役務よりも優先的に取り扱ってはなりません(本法第9条)。

(9) 指定事業者のサービスのデフォルト設定

指定事業者は、OSやブラウザの標準設定について、一般利用者が簡易な操作により変更できるようにしなければならず(本法第12条第1号イ、同第2号イ)、また、ブラウザや検索等について、他の同種のサービスの選択肢を示す選択画面を表示しなければなりません(同条第1号ロ、同条第2号ロ)。

(10) その他

指定事業者によるデータの管理体制等の開示義務(本法第10条)、データ・ポータビリティのツール提供の義務付け(本法第11条)、OS、ブラウザの仕様変更等の開示義務(本法第13条)等についても規定がされています。

5. 規制の実行性確保のための措置

本法は、従来の独占禁止法の執行とは異なり、指定事業者やアプリ事業者等のステークホルダーと継続的に対話しながら、ビジネスモデルの改善を求める新たな規制の枠組みを規定しています⁵。

⁵ 前掲注3参照

(1) 関係事業者からの情報提供、関係行政機関との連携

指定事業者は、毎年度、公正取引委員会規則で定めるところにより、①指定事業者の事業に概要に関する事項、②本法第5条から第13条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項及び③その他本法の規定の遵守の確認のために必要な事項を記載した報告書を作成し、公正取引委員会に提出することが求められます(本法第14条第1項)。公正取引委員会は、事業者の秘密を除いて、当該報告書を公表する義務を負います(同条第2項)。

また、何人も、規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとることを求めることができ(本法第15条第1項)、指定事業者は、当該報告及び求めをした者に対して、当該報告及び求めをしたことを理由として、特定ソフトウェアの利用の拒絶その他の不利益な取扱いをしてはならないとされています(同条第2項)。

本法は、公正取引委員会と関係行政機関との連携を通じた対応を想定しており、公正取引委員会が、本法第7条但書又は第8条但書の規定(いずれも指定事業者の禁止事項に係る正当化事由に関する規定)の適用に関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣又はこども家庭庁長官その他の関係行政機関の長に対し、意見を求めることができる旨が規定されています(本法第43条第1項)。

(2) 違反した場合の措置

本法の規定に違反した場合には、以下の排除措置命令及び課徴金納付命令の対象となります。

ア 排除措置命令

本法第5条から第9条までの規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、指定事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(第18条第1項)。

イ 課徴金納付命令

指定事業者が、本法第7条又は第8条(第1号及び第2号に係る部分に限る。)に違反する行為(以下「違反行為」といいます。)をしたときは、公正取引委員会は、当該指定事業者に対し、当該違反行為に係る違反行為期間における、政令で定めるところにより算定した当該指定事業者及びその特定非違反供給子会社等(独占禁止法第2条の2第7項に規定する特定非違反供給子会社等をいう。)が供給した当該違反行為に係る商品又は役務の売上額に、100分の20を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければなりません(本法第19条第1項)。また、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り10年以内に、課徴金納付命令を受けたことがある者等については、割増算定率が採用され、100分の30を乗じて得た額に相当する課徴金の納付が求められます(本法第20条)。

(3) 勧告及び命令

公正取引委員会は、指定事業者が本法第3章第2節(第10条から第13条)又は本法第15条第2項の規定に違反したと認めるときは、当該指定事業者に対し、速やかにその違反に係る行為をやめるべきこと、同節に規定する措置を講ずべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができます(本法第30条第1項)。また、かかる勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を講じなかったときは、公正取引委員会は、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができます(同条第2項)。

6. 施行期日

本法の施行期日については、一部の規定を除き、公布の日(2024年6月19日)から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日とされています(本法附則第1条)。

7. おわりに

EUでは先行して、EUデジタル市場法の本格的な運用が開始され(2024年3月)、アメリカ合衆国では司法省によるデジタル・プラットフォーム事業者に対する提訴等の動きがあり、英国においてもデジタル市場の競争環境整備のための法案が成立しています(2024年5月)。本法は、これらの欧米の諸規制に足並みをそろえて、日本市場において巨大デジタル・プラットフォーマーに公正な競争を求めていくための新たな法律の枠組みであり⁶、特にスマートフォンの特定ソフトウェアに関連する事業者にとって実務上重大な影響を及ぼすことが想定されます。

今後、本法に関しては、指定事業者の禁止事項及び遵守事項(第5条から第13条)について、指定事業者が適切に対処するための指針が公正取引委員会によって公表され(本法第46条)、また、本法の諸規制の要件や公正取引委員会による調査や事件処理等の詳細については政令に委任されること(本法第47条)が想定されますので、今後もこれらの動向を注視していくことが肝要です。

⁶ 前掲注(3)参照

トピック 2: 公正取引委員会による令和 5 年度における企業結合関係届出の状況および 主要な企業結合事例の公表

公正取引委員会(以下「公取委」といいます。)は、年に一度(概ね 6 月頃)、直近一年度における独占禁止法(以下「独禁法」といいます。)に基づく企業結合審査の状況および主要な事例を取りまとめ、公表しています⁷。

本ニュースレターでは、本年 7 月 5 日に公表された、令和 5 年度(2023 年 4 月からの 1 年間)における①企業結合関係届出の状況および②主要な企業結合事例の内容について紹介します。

1. 令和 5 年度における企業結合審査全体の傾向と留意点

(1) 届出件数・審査結果の全体像

公取委が本年 7 月 5 日に公表した「令和 5 年度における企業結合関係届出の状況」⁸によれば、令和 5 年度における企業結合計画(株式の取得、合併、分割、共同株式移転、事業譲受け等の取引の計画)の届出受理件数は 345 件(対前年度比 12.7%増)でした(過去 3 年度の届出受理および審査の状況については表 1 参照)。

かかる 345 件の大半を占める 335 件については、第 1 次審査の段階でのクリアランス(公取委から届出会社に対する、排除措置命令を行わない旨の通知)取得に至っています。また、第 2 次審査に移行したものはありませんでした。

もっとも、クリアランスが取得できた 335 件のうち 1 件では、いわゆる問題解消措置の履行を前提としたクリアランスとなっています(公取委「令和 5 年度における主要な企業結合事例」事例 9)。同事例においては、2021 年 1 月から公取委との届出前の相談が行われたことが公表されており、審査終了までに 3 年超の期間が経過しています。

また、10 件について届出受理後・審査完了前に届出が取り下げられています(表 1「第 1 次審査終了前に取下げがあったもの」)。取下げの詳細な個別具体的な理由は明らかとはされていませんが、クリアランスの取得が困難であったために取引が断念された例も一定数含まれている可能性があります(さらに言えば、届出受理に至る前において、例えば公取委との届出前のコミュニケーションを通じて、クリアランス取得が困難であるとの見通しの下で、届出自体を断念する例も想定され得ます。)

したがって、届出事案の大半が第 1 次審査の段階でクリアランス取得に至っているという近時の傾向からは、令和 5 年度における届出状況は、必ずしも公取委によるクリアランス取得が容易であったことまでは意味しないことに注意を要します。

(表 1) 過去 3 年度の届出受理および審査の状況⁹

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
届出件数	337	306	345
・ 第 1 次審査で終了したもの (うち禁止期間の短縮を行ったもの)	328 (248)	299 (243)	335 (262)
・ 第 1 次審査終了前に取下げがあったもの	8	7	10
・ 第 2 次審査に移行したもの	1	0	0

(2) 特殊な審査手法の活用事例

公取委は、その事案の特性(競争への影響が比較的強度とみられるような案件や、海外競争当局においても審査が並行している案件等)については、第三者からの情報・意見の募集、内部文書

⁷ 公取委の Web サイト(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jul/240705_case.html) 参照

⁸ 公取委の Web サイト(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jul/kiketsu/240705_casebettenn1.pdf) 参照

⁹ 公取委「令和 5 年度における企業結合関係届出の状況」(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jul/kiketsu/240705_casebettenn1.pdf) 2 頁

の活用、経済分析の活用、海外当局との意見交換といった、より詳細に、あるいは多角的な審査を行うための特殊な審査手法を用いることがあります¹⁰。令和5年度に審査を終了した企業結合案件のうち、上記の各審査手法を用いたものの件数は表2のとおりです。

公取委が上述の審査手法を用いる件数はごく一部にとどまりますが、公取委による当該手法の採用が明らかとなった際には審査が高度化・複雑化するため、当事会社側においても適時に専門家を関与させたうえで適切な対応を行う必要性が高まります。

(表2) 特殊な審査手法が用いられた件数¹¹

審査手法	件数
第三者からの情報・意見の募集	1件
内部文書の活用	10件
経済分析の活用	7件
海外当局との意見交換	5件

2. 令和5年度における主要な企業結合事例

令和5年度において「主要な企業結合事例」として審査内容が公表された10件の事例のうち、事例2、事例5および事例7を取り上げ、ポイントを絞って解説します。

(1) 有力な競争事業者の有無について、当事会社・競争事業者間の提携関係や薬機法上の規制内容が考慮された例(事例2)¹²

ア 有力な競争事業者との提携関係(問題の所在)

事例2は、日本国内における男性不妊症治療薬の製造販売市場において約10%の市場シェアを有する医薬品メーカーX1が、同一市場で約20%の市場シェアを有するY1の競合事業を譲り受ける事案です。X1、Y1以外の競争事業者としてはAが1社存在するにとどまるものの、Aの市場シェアは約70%に上ります。

しかし、これら3者間(特にX1とAの間)には既に一定の事業上の提携関係等が存在していたため、Aをもって有力な競争事業者が存在する(したがって、当該企業結合実行による競争への影響を小さいものと評価する)とすることが可能であるかが問題な点と考えられます。すなわち、男性不妊症治療薬の製造工程は、大まかに①原薬製造(or 調達)、②製剤および③包装の三段階に分かれるところ、X1は、AからA製品の製剤・包装(段階②・③)を受託していました(また、Y1からY1製品の製剤(段階②)を受託していた他、3社ともに同一メーカー製の原薬を調達していました)。そして、AがA製品の製剤・包装の委託先をX1から他社に切り替えるためには一定の期間と多額の費用を要する状況であったことから、(その事業活動がX1に相当程度依存している)Aは必ずしも有力な競争事業者とは評価できない可能性についてやや慎重に検討すべき事案であったと考えられます。

具体的には、公取委は、X1がA製品の製剤・包装の受託を拒否等¹³する反面、自社製造量を増やす行動に出ることを通じて、もはやAが有力な競争事業者の地位にとどまらなくなる可能性の有無に着目して、比較的詳細な審査結果を公表しています。

¹⁰ これらの審査手法に関する近時の動向については、阪本凌「独禁法の企業結合規制における審査手法の展開と実務対応」(PwC's View vol.47, 2023)参照

¹¹ 公取委「令和5年度における主要な企業結合事例」(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jul/kiketsu/240705_casebetten2.pdf)3頁

¹² なお、事例2は、届出基準を満たさないものの、当事会社が積極的に公取委に対する相談を行い、公取委による審査が行われたケースです。

¹³ 「拒否等」として拒否行為以外に具体的にどのような行為が想定されるかは明示されていませんが、例えば、受託の対価を引き上げたり納期を遅延させる等の行為が考えられます。

イ 薬機法による規制等の考慮

前記アで述べた「X1がA製品の製剤・包装の受託を拒否等する反面、自社製造量を増やす行動に出ることを通じて、もはやAが有力な競争事業者の地位にとどまらなくなる可能性」の有無について、公取委は、薬機法¹⁴の規制内容も踏まえてX1の能力・インセンティブを評価した結果、Aはなお有力な競争事業者であると結論付けました（さらに、後記ウにて触れる各検討も経て、競争を実質的に制限することとはならないと結論付けています。）。かかる評価のポイントは表3に記載のとおりです。

(表3) X1による、Aへの受託拒否等の能力・インセンティブに関する公取委の評価

X1の能力	<ul style="list-style-type: none"> 各社共通の原薬調達先が原薬の製造終了を予定しており、X1は今後原薬調達先を変更することになるところ、そのために必要となる厚生労働大臣の承認(薬機法14条15項)の取得に約6か月の期間を要する X1が既存の原薬調達先から追加調達するためにも約8か月の期間を要し、かつ、その在庫にも限りがある <p>⇒Aへの受託拒否等をして、原薬不足から、今後1、2年間のうちにX1が自社の販売量を大幅に増加させることは困難</p>
X1にとってのインセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> X1製品の利益は小さく(Y1製品のジェネリック医薬品に該当)、販売量を増やしても得られる利益が小さい Aへの受託拒否等がなされればAはその旨を厚生労働省(以下「厚労省」といいます。)に対して報告することとなり、かかる内容に基づいて同省が医薬品製造事業者として不適切な対応があったと判断すれば、X1に対して医薬品製造業許可に係る業務停止命令(薬機法75条1項)等の不利益処分が課されるリスクが存在 さらに、そのような行為の存在を理由として、厚労省により、X1製品の薬価収載自体が見送られるリスクが存在 X1にとってAは、他の複数製品についても製造を受託する取引先である。X1がむやみにA製品に関する受託拒否等を行えば、他製品の製造受託取引を打ち切られるリスクが存在 <p>⇒X1にとってAへの受託拒否等を行うことは必ずしもX1にとって利益とならず、寧ろ不利益となるリスクを伴うことから、インセンティブが不存在</p>

ウ その他の審査内容

公取委は、本件の審査において、需要者(医薬品卸事業者)からの競争圧力が積極的に存在すると認定しました。医薬品の製造販売分野に関する過去の企業結合事例においては、必ずしも需要者からの競争圧力が積極的に認定されていませんでした¹⁵。審査対象となる具体的な医薬品の種類や商流に応じて、需要者による交渉力の高低や、価格競争の激しさが異なっていて、そのため公取委による評価も事案によって異なっているものと考えられます(本件では、医薬品卸売業者の企業規模の大型化による交渉力の向上や、上市後長期間が経過した医薬品については比較的値下げ圧力がかかりやすいことが指摘されています。)

また、前記アで述べたとおり、当該企業結合後には寡占市場となり、かつ、これらの会社間の提携関係の存在を前提とすれば、一般的には、協調的行動による競争制限の懸念が比較的生じやすい事案ということになると考えられます。もっとも、X1社内において情報遮断措置がとられていることや、そもそも製剤・包装のコスト割合は小さいことを理由に、そのような懸念はないものと判断されています。

¹⁴ 正式名称は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)」

¹⁵ さらに、例えば公取委「平成20年度における主要な企業結合事例」事例1では、消極に解されています。
(https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/jirei/h20nendo_files/H20nendo.pdf)

(2) 水平型企業結合¹⁶において、当事会社間の従来の競争関係の内容が、企業結合による競争への影響を小さく評価する要素として考慮された事例(事例5/事例7)

前記(1)で紹介した事例2では、「一方当事会社と競争事業者間」の競争関係(提携関係)が、競争制限の蓋然性を「惹起させる」形で問題となりましたが、本項では、企業結合前における「当事会社間」の競争関係(提携関係)の実態が競争制限の蓋然性を「否定する」方向に考慮された下記2つの事例を併せて紹介します。

事例5	発電機メーカーX2と、発電プラント供給事業者Y2が、吸収分割および株式取得を通じてそれぞれの発電機事業を統合
事例7	各種地図や地図データベースの提供事業者X3と、自動車部品製造の他カーナビゲーションシステム用のソフトウェアの開発・提供事業を営むY3が、カーナビ向け等の地図データの企画・調査・製作・販売事業を営むZの議決権の20%超をそれぞれ取得

ア 当事会社が競合する事業について従前から事実上一体として営業活動を行っていた場合(事例5)

事例5では、水平型企業結合となる大型タービン発電機の製造販売市場において、当該企業結合後の当事会社合算市場シェアは約50%・1位となり、競争事業者はA2(市場シェア約25%・2位)、A3(市場シェア約5%・3位)、その他5%未満の事業者が複数存在するという状況にとどまりました。

しかし、X2およびY2は、従前から事実上一体となって、需要者に対して、大型タービン発電機を組み込んで供給される大型火力発電プラントを販売する体制になっていたことから、そもそも当事会社間での大型タービン発電機に関する競争の程度は極めて限定的であったと評価されました¹⁷。公取委は、この点の他、需要者からの競争圧力が一定程度認められることも明示したうえで、当該企業結合実行により競争を実質的に制限することとはならないと結論づけました¹⁸。

イ 当事会社間でそれぞれの顧客が事実上棲み分けられていた場合(事例7)

事例7では、水平型企業結合となる取引分野の一つであるカーナビデータベース(カーナビソフトメーカーに対して提供されている地図データベース)について、当事会社(具体的にはX3とZが該当する。)の合算市場シェアは約65%となり、競争事業者はなお複数存在するものの、それらの事業者との格差は大きくなるという状況でした。

しかし、Zの顧客は当該企業結合前の親会社である自動車メーカーグループ各社に固定化されていて、需要者がX3とZの間で頻繁に取引先を切り替えていた事実は認められなかったことが認定されています。そのため、そもそも当事会社グループ間での競争は活発ではなく、当該企業結合が競争に与える影響は大きくないと評価されました(以上の他、公取委が最終的にカーナビデータベースの水平型企業結合について競争を実質的に制限するこ

¹⁶ 企業結合は、一般に以下のような形態別に分類・定義されます(公取委「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/shishin.html>)第3の2参照)。

水平型企業結合: 同一の一定の取引分野において競争関係にある会社間の企業結合。

垂直型企業結合: 例えば、メーカーとその商品の販売業者との間の合併など取引段階を異にする会社間の企業結合。

混合型企業結合: 例えば、異業種に属する会社間の合併、一定の取引分野の地理的範囲を異にする会社間の株式保有など水平型企業結合または垂直型企業結合のいずれにも該当しない企業結合。

¹⁷ なお、一般論として、競争事業者間での事業提携については、不当な取引制限(独禁法2条6項)等の観点から適法な活動の範囲にとどまっているか否か慎重に確認する必要があることには別途留意を要します。

¹⁸ 本文で紹介した他、垂直型企業結合についての審査結果も公表されていますが、本稿では紙幅の関係上割愛します。

とはならないと結論付けるにあたっては、競争事業者・隣接市場・需要者の競争圧力がい
ずれも一定程度認められることも考慮されています。) ¹⁹。

ウ 小括(企業結合審査における因果関係)

企業結合審査の命題である、競争を実質的に制限することとなるか否かの判断は、当該
企業結合と因果関係が認められる競争制限効果(または競争促進効果等の便益)の大小を
評価して決せられます ²⁰。

当事会社が従前から一体として営業活動を行っていたという事例 5 における事情や、当
事会社間では顧客が棲み分けられていたという事例 7 における事情は、そもそも当事会社
間の競争が活発ではなかったという意味において、当該企業結合それ自体と因果関係のあ
る競争制限効果の存在を小さく評価する事由として位置付けることができます。

¹⁹ 本文で紹介した他、他の事業領域に関する水平型企業結合や垂直型企業結合についての審査結果も公表されて
いますが、本稿では紙幅の関係上割愛します。

²⁰ かかる命題は「企業結合により」「一定の取引分野における」「競争を実質的に制限することとなる」という3つの
要素に分解することができ、最初の「企業結合により」の要素は、当該「企業結合」と「一定の取引分野における競争
を実質的に制限することとなる」との間の因果関係を要求するものであると考えられます(深町正徳著『企業結合ガ
イドライン〔第2版〕』(2021、商事法務)222頁)。

トピック3: スtockオプション・プールに関する会社法の特例整備に係る法改正について

2024年6月7日に「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(以下「**本改正**」といい、本改正に基づき改正された産業競争力強化法21条の19を「**本改正法**」といいます。)」が公布され、同年9月2日に施行されました。

本改正の趣旨は、「戦略的国内投資の拡大に向けた、戦略分野への投資・生産に対する大規模・長期の税制措置及び研究開発拠点としての立地競争力を強化する税制措置や、国内投資拡大に繋がるイノベーション及び新陳代謝の促進に向けた、我が国経済のけん引役である中堅企業・スタートアップへの集中支援等の措置を講じる」点にあるとされ、産業競争力強化法、投資事業有限責任組合契約に関する法律、独立行政法人工業所有権情報・研修館法及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の各一部が改正されています。

本ニュースレターでは、本改正に基づく各改正内容のうち、スタートアップ企業関連措置としてのストックオプション・プール(以下「**SOプール**」といいます。))の整備に係る改正について説明いたします。

1. 現行(会社法)の制度内容

SOプールとは、法律上明確な定義があるわけではありませんが、一般的には、事前に設定された一定割合の発行枠の中で、柔軟かつ機動的な新株予約権の発行を行うことができる仕組みのことをいいます。多くのスタートアップ企業は、会社法上の「非公開会社」に該当するところ、非公開会社が新株予約権を発行するには、募集事項の決定について原則として募集の都度株主総会の特別決議が必要となります²¹。

スタートアップ企業が非公開会社かつ取締役会設置会社の場合、会社法上、株主総会の特別決議により新株予約権の内容(権利行使価額や権利行使期間など会社法236条1項各号の定める事項)及び数の上限(発行枠)等の一定の事項が定められた後は、当該決議日より1年以内の間は募集事項の決定を取締役に委任することが可能となっています²²。

スタートアップ企業にとっては、機動的な新株予約権の発行により役職員に対してインセンティブ報酬の付与が可能となるため、人材の確保の点からも活用されていますが、現状では、上述のとおり、取締役会への委任の前段階で、権利行使価額や権利行使期間をはじめとした新株予約権の内容について株主総会での決議が必要であり、かつ、取締役会への委任が可能となる期間も1年間という限られた期間に制限されていることから、柔軟性や機動性に欠けるとの指摘がされていました。

2. 本改正法の内容について

(1) 委任内容の拡大、有効期限の伸長

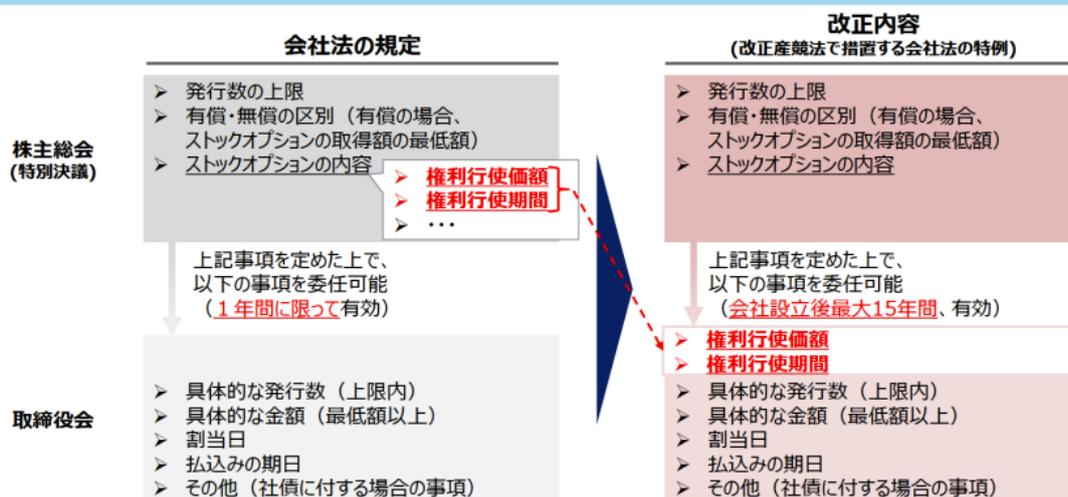
本改正法によって、SOプールに関して産業競争力強化法21条の19の規定が整備され、一定の要件(下記(2))にて後述します。)を満たした場合においては、新株予約権の内容のうち、権利行使価額及び権利行使期間については事前の株主総会での決議による委任(以下「**本委任**」といいます。))を経ることなく取締役会で決定することが可能となり、また、本委任が可能となる期間について、1年間という会社法239条3項の制限が適用されず、会社設立後最大15年間有効となりました(以下、本改正法に基づく会社法の特例を「**本特例**」といいます。))。

²¹ 会社法238条2項、309条2項6号。一方、公開会社においては、有利発行に該当する場合を除いて募集事項の内容の決定は取締役会が行うこととされています(会社法240条)。

²² 会社法239条1項、3項、309条2項6号

募集新株予約権の機動的な発行に関する制度の創設

- ストックオプションは、特にスタートアップにおいて、人材確保の観点から重要だが、スタートアップを含む**非公開会社においては、株主総会の決議でストックオプションの内容を定めることが必要**。
取締役会に決定を**委任できる範囲・期間が限られて**おり、柔軟性や機動性に欠ける状態。
- スタートアップの人材確保をより後押しするため、産競法改正により会社法の特例を措置し、**スタートアップによるストックオプションの柔軟かつ機動的な発行を可能とする**。



(出典: 経済産業省「募集新株予約権の機動的な発行(ストックオプション・プール)に関する制度」、制度概要資料²³⁾)

(2) 本特例の要件について

本特例が適用されるためには、本改正法である産業競争力強化法 21 条の 19 第 1 項に定められた各要件を満たす必要があり、大要、以下の 3 つの要件があります。

- (i) 設立日以後の期間が 15 年未満の株式会社であること
- (ii) 募集新株予約権の発行に関し、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令(以下「**本改正法省令**」といいます。)で定める要件に該当すること
- (iii) 上記(ii)について本改正法省令で定めるところにより経済産業大臣及び法務大臣の確認(以下「**本大臣確認**」といいます。)を受けること

上記(ii)に関する本改正法省令として、「産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令」が定められており、下記の事項を満たすことが求められています(本改正法省令 1 条)。

- 次の①、②又は③のいずれかに該当すること
 - ① 当該株式会社(以下「**当会社**」といいます。)の株主と当会社との間で又は当会社の株主間で、次のいずれかの上場等合意があること(本改正法省令 1 条 1 号イ)
 - ・ 申請者の発行する株式が金融商品取引所に上場されること
 - ・ 当会社が本改正法省令 1 条 1 号イ(2)(i)から(vii)までに掲げるいずれか²⁴⁾となること又は事業の全部もしくは一部の譲渡を行うこと
 - ・ 当会社以外の者が当会社の株式を取得することにより、当会社の総株主の議決権の過半数を有することとなること
 - ② 当会社の発行する株式又は新株予約権が、投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において保有されていること(本改正法省令 1 条 1 号ロ)

²³⁾ <https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoptionpool/overview.pdf>

²⁴⁾ 吸収合併消滅株式会社(会社法 749 条 1 項 2 号)、吸収分割株式会社(会社法 758 条 2 号)等

③ 残余財産の分配又は取得条項を内容とする種類株式を現に発行していること(本改正法省令1条1号ハ)

- 上記①の上場等合意としては、株主間契約書において、いわゆる「上場努力義務」を課す旨の合意、いわゆる「EXIT 協力義務」を課す旨の合意、いわゆる「みなし清算合意」の例が挙げられています²⁵。
- 本委任に基づき、取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)が募集新株予約権の募集事項を定めた場合において、その募集新株予約権を割り当てようとするときは、下記に掲げる者のいずれかに割り当てることとしていること(本改正法省令1条2号)
 - 当会社又はその子会社²⁶の会社役員²⁷
 - 当会社又はその子会社の使用人
 - 当会社に対して役務を提供する者(上記の者を除く)
- 当会社の株主と当会社との間又は当会社の株主の間に、当会社が募集新株予約権を発行する条件その他の当会社が募集新株予約権を発行する場合の取扱いに関する書面又は電磁的記録による合意があること(本改正法省令1条3号)
- 本委任に関する株主総会において取締役がその旨を説明することとしていること(本改正法省令1条4号)

上記の各要件を満たしている場合には、本大臣確認を受けることで、SO プールに関する本特例の適用が可能となります。本大臣確認を受けるにあたっては、まずは当局へ事前相談を行い、要件該当性が認められれば正式に申請をすることが可能となります。申請から本大臣確認が行われるまでの標準処理期間は原則として1か月とされています(本改正法省令2条7項、本改正 Q&A-6)。

(3) 株主等への通知事項

本大臣確認を受け、SO プールに関する特例の適用を受ける場合には、株主や新株予約権者になろうとする者に対する不測の事態を防ぐ観点から、権利行使価額及び権利行使期間を除く新株予約権の内容についての株主総会決議について、当該株主総会決議があった旨を株主になろうとする者等に対して通知又は通知に準ずる措置²⁸を行うことが求められています(本改正法2項)。

3. おわりに

SO プールに関する本特例の適用に必要な本大臣確認を受けるためには、当局への事前相談が必要となりますが、事前相談から正式申請が可能となるまでには少なくとも1か月を要する²⁹とされています。そのため、事前相談を開始してから審査期間を経て最終的に本大臣確認を受けるまでには、最短でも2か月を要することが想定されますので、余裕をもって手続きを進めるためには、弁護士を含む専門家のアドバイスを受けながら要件の充足性を確認することが求められます。

なお、本改正法の内容については、本改正 Q&A のほか、経済産業省の HP³⁰に詳細が説明されていますので、ご参照ください。

²⁵ 経済産業省・法務省令和6年9月2日「産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する Q&A」(以下「本改正 Q&A」といいます。)・Q3-2 参照

²⁶ 会社法2条3号に規定する子会社。以下も同様です。

²⁷ 会社法施行規則2条3項4号

²⁸ ウェブサイトに表示する方法(本改正法省令5条、本改正 Q&A・Q5-1)

²⁹ 経済産業省 HP (<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoptionpool/index.html>) (2024年9月9日閲覧)

³⁰ <https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoptionpool/index.html> (2024年9月9日閲覧)

トピック 4: マレーシアサイバーセキュリティ法の施行開始

マレーシアでは、サイバーセキュリティ法 (Cybersecurity Act 2024) (以下「マレーシアサイバーセキュリティ法」といいます。) 及び複数の関連する規則が 2024 年 8 月 26 日に施行されました。マレーシアサイバーセキュリティ法の主な目的は、統一された法的枠組みを導入し、主要なサイバーセキュリティ関連機関を設立し、様々な業種・領域においての行政機関とも連携し、国家の重要な情報基幹インフラに関わる事業者の義務を規定することにより、マレーシアのサイバーセキュリティ体制を強化することです。

本トピックにおいては、マレーシアサイバーセキュリティ法の主な特徴についてご紹介します。

1. マレーシアサイバーセキュリティ法の主な特徴

(1) 新たな政府機関の設立

マレーシアサイバーセキュリティ法により、首相が委員長を務める国家サイバーセキュリティ局 (National Cyber Security Agency) (以下「NACSA」といいます) が設立されます。NACSA は、首相に加え、財務、外務、防衛、内務などの重要な大臣やサイバーセキュリティの専門家が参画する機関であり、主にサイバーセキュリティに関する政策の策定、監視や、これらに関する指令の発行等を行う機関です。

(2) 国家重要情報基幹インフラ (NCII)

マレーシアサイバーセキュリティ法では、国家重要情報基幹インフラ (National Critical Information Infrastructure) (以下「NCII」といいます) を定義し、NCIIに関連する一定の事業者に対して特別な義務を課しています。NCII とは、コンピュータまたはコンピュータシステムであり、その中断または破壊が、マレーシアの安全保障、防衛、外交、経済、公衆衛生、公衆安全、公共秩序に不可欠なサービスの提供に悪影響を及ぼすか、連邦政府または州政府がその機能を効果的に遂行する能力に支障をきたすようなコンピュータまたはコンピュータシステムを指します。

マレーシアサイバーセキュリティ法では NCII を以下 11 の事業領域で規定しています。

- ① 政府、行政
- ② 銀行、金融
- ③ 交通
- ④ 防衛・国家安全保障
- ⑤ 情報・通信・デジタル
- ⑥ 医療サービス
- ⑦ 水道・下水道・廃棄物管理
- ⑧ エネルギー
- ⑨ 農業
- ⑩ 貿易・産業・経済
- ⑪ 科学・技術・イノベーション

(3) NCII に該当する事業者の義務

マレーシアサイバーセキュリティ法は、NCII の対象となる上記それぞれの事業領域において管轄機関 (NCII Sector Lead) (以下「NCII 管轄機関」といいます) を指定しています。例えば、金融分野の管轄機関は中央銀行および証券委員会です。

当該事業領域において NCII の保有又は事業を行う事業者であって、当該管轄機関に指定された者 (以下「NCII 事業者」といいます) は、マレーシアサイバーセキュリティ法の以下の義務を負います。

- NCII 事業者が所有するコンピュータおよびコンピュータシステムに関する情報を NCII 管轄機関に提供する義務

- NCII の設計、構成、セキュリティ、または運用に重大な変更を行う場合、NCII 管轄機関に通知する義務
- NCII 管轄機関及び NACSA が規定する行動規範(Code of Practice)等に従う
- NCII に対してサイバーセキュリティリスク評価を実施し、評価報告書を NCII管轄機関及び NACSA へ提出する義務
- サイバーセキュリティインシデントが発生した場合、NCII 管轄機関及び NACSA へ通知する義務

(4) サイバーセキュリティ関連業務提供者の許認可

管理型セキュリティオペレーションセンター(SOC)監視サービスおよびペネトレーションテストサービス等のサイバーセキュリティ関連業務の役務提供を行う事業者はマレーシアサイバーセキュリティ法により新たな許認可の取得が必要になる。当該許認可の取得方法や詳細な要件等は今後ガイドライン等により定められると予想されています。

(5) 域外適用及び罰則規定

マレーシアサイバーセキュリティ法は域外適用され、違反者の国籍や所在地を問わず、マレーシア国内に全部または一部が所在する NCII のいずれかに関与している場合、マレーシア国外に所在する事業者による違反も罰則対象となり得ます。罰則の内容は、マレーシアサイバーセキュリティ法に対する違反の内容次第で、最大 RM500,000 の罰金または最大 10 年の懲役です。

2. 今後の動向

マレーシアサイバーセキュリティ法の適用範囲は広く、また遵守しない場合には罰則があることを考慮すると、今後 NCII 事業者として指定されうる日本企業(または NCII のいずれかに関与している日本企業)は、マレーシアサイバーセキュリティ法に関する今後の議論の進展、とりわけ今後の新たな施行規則、ガイドライン、および行動規範の公表の動向、ならびに実際の適用状況に注視する必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 4,000 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業のみなさまに提供します。

パートナー

弁護士

茂木 諭

satoshi.mogi@pwc.com

パートナー

弁護士・公認会計士

岩崎 康幸

yasuyuki.iwasaki@pwc.com

パートナー

弁護士・ニューヨーク州弁護士

山田 裕貴

hiroki.yamada@pwc.com

パートナー

弁護士

小林 裕輔

yusuke.y.kobayashi@pwc.com

弁護士

水田 直希

naoki.mizuta@pwc.com

弁護士

阪本 凌

ryo.r.sakamoto@pwc.com

弁護士

加藤 勇太

yuta.y.kato@pwc.com

イングランド及びウェールズ弁護士・

マレーシア弁護士(※日本では未登録)

フェルナンデス ラファエル 友徳

rafaelltomonori.fernandez@pwc.com

弁護士

松本 安未

ami.matsumoto@pwc.com

弁護士

池田 侑希

yuki.ikeda@pwc.com

弁護士

小善 有真

yuma.shozen@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2024 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.